

「緩和ケア推進検討会」開催要綱

1. 趣旨

平成24年6月からの「がん対策推進基本計画」において、重点的に取り組むべき課題の一つとして「がんと診断された時からの緩和ケアの推進」が掲げられており、厚生労働省健康局長の下に第1期の「緩和ケア推進検討会」（以下、検討会）が設置され、これまで2年間にわたって計13回の議論を重ね、平成24年9月に検討会中間とりまとめが、平成25年8月に検討会第二次中間とりまとめが報告された。これらの報告に基づき、「がん診療連携拠点病院等の整備に関する指針」の変更（平成26年1月）等を行い、緩和ケア提供体制の質の向上を図ってきた。

また、検討会での意見に基づいた具体的施策が医療現場でどのように進められているかを把握し、課題を抽出することを目的として、平成25年9月に検討会のもと「拠点病院の緩和ケア提供体制における実地調査に関するワーキンググループ」（以下、ワーキンググループ）が設置され、同年12月まで実地調査を含めて計10回の議論を重ね、ワーキンググループ報告書が作成された。実地調査の結果、がん患者とその家族への適切な緩和ケアが現場で必ずしも十分に提供されていないこと等が指摘された。

本検討会においては、こうした課題や緩和ケアの現状を踏まえ、今後の緩和ケア提供体制について、俯瞰的かつ戦略的な対策等を検討し、今後の対策に反映していくこととする。

2. 検討事項

（1）下記事項に関する具体的な対策

ア. がん診療連携拠点病院における緩和ケアの推進

イ. 今後の緩和ケア提供体制のあり方

ウ. 在宅緩和ケアの質の向上や医療連携の推進

（2）その他、緩和ケアの充実に向けた具体的な対策について 等

3. その他

（1）本検討会は健康局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（2）本検討会には、構成員の互選により座長をおき、検討会を統括する。

（3）本検討会には、必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等の参集を依頼することができるものとする。

（4）本検討会は、原則として公開とする。

（5）本検討会の庶務は、厚生労働省健康局がん対策・健康増進課が行う。

（6）この要綱に定めるもののほか、本検討会の開催に必要な事項は、座長が健康局長と協議の上、定める。